

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年6月12日提出

みよし市長 小山 祐

記

専決第10号 令和5年5月19日

専決第10号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり処分した。

令和5年5月19日

みよし市長 小山 祐

記

- 1 処分事項 草刈り作業中の事故の損害賠償の額の決定
- 2 損害賠償額 38,313円
- 3 事故内容
  - (1) 事故発生日 令和5年4月23日(日)
  - (2) 事故発生場所 みよし市打越町三百目地内(みよし市立南中学校)
  - (3) 事故経過 上記地内において、草刈り作業中に、近隣の敷地に駐車中の車両のフロントドアガラスに石が当たった。
- 4 相手方の損害の程度 車両運転席側フロントドアガラスの損傷
- 5 過失割合 みよし市100%、相手方0%